

第9回評議員会

議案 評議員会運営規程の一部改正について

評議員会運営規程の一部を次のとおり改正する。

【評議員会運営規程】

変更案	現行規程
(事務局) 第12条 評議員会の事務局事務 は、 <u>これを所管する課</u> が行う。	(事務局) 第12条 評議員会の事務局事務 は、 <u>総務課がこれ</u> を行う。